

議案第 6 0 号

小浜市重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例等の一部改正について

小浜市重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（小浜市重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 小浜市重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例（昭和59年小浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「福井県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第8条中「支払基金」を「支払機構」に改める。

（小浜市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 小浜市子ども医療費の助成に関する条例（平成8年小浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第7条第3項および第9条中「支払基金」を「支払機構」に改める。

（小浜市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 小浜市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年小浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第7条第2項および第9条中「支払基金」を「支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 6 1 号

小浜市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

小浜市個人番号カードの利用に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、個人番号カード（法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で定める事務)

第2条 法第18条第1号の条例で定める事務は、印鑑登録証明書を交付する事務とする。

(利用手続)

第3条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを利用して前条に掲げる事務に係るサービスを利用しようとするときは、市長に対し、個人番号カードを提示して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに、当該サービスを利用するために必要な事項を電磁的方法により記録するものとする。

3 前項の規定により個人番号カードに記録を受けた者が、当該記録した事項の変更または廃止を行おうとするときは、市長に対し、個人番号カードを提示して申請しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 6 2 号

小浜市印鑑条例の一部改正について

小浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市印鑑条例の一部を改正する条例

小浜市印鑑条例（昭和46年小浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項中「印鑑の登録者」を「当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者で、小浜市個人番号カードの利用に関する条例（令和8年小浜市条例第〇号）第2条の規定により個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請した者（以下「個人番号カード印鑑登録者」という。）には、印鑑登録証を交付しない。

第7条中「印鑑の登録者」を「印鑑登録者（個人番号カード印鑑登録者を除く。）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請するとき。

第10条第3号中「印鑑登録証」の次に「（個人番号カード印鑑登録者にあつては、個人番号カードをいう。第11条において同じ。）」を加える。

第11条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に改め、同条第1項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、個人番号カード印鑑登録者は、入力装置に印鑑暗証番号を入力しなければならない。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 印鑑登録者が病気その他やむを得ない理由により前項の申請をみずから行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。

第13条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 個人番号カードの有効期間が、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第26条に規定する有効期間を経過しているとき。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は公布の日から施行する。

議案第 6 3 号

小浜市水道料金等制度審議会設置条例の一部改正について

小浜市水道料金等制度審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市水道料金等制度審議会設置条例の一部を改正する条例

小浜市水道料金等制度審議会設置条例（平成元年小浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道料金制度および下水道使用料制度」を「次の各号に掲げる制度」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 水道料金制度
- (2) 簡易水道料金制度
- (3) 下水道使用料制度
- (4) 農業集落排水使用料制度
- (5) 漁業集落排水使用料制度

第2条第2項第3号中「および水道使用者または下水道使用者」を「ならびに水道および簡易水道使用者または下水道、農業集落排水および漁業集落排水使用者」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。